

鳥取県社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金 事務手続きの流れ

0. 社会福祉施設等職員がPCR検査等を受ける

- ・同居家族が緊急事態宣言地域を往来したなど、職員個々の事情に着目して、社会福祉施設等が必要だと判断した場合に費用負担するPCR検査等が対象です。
- ・全職員を対象とする一斉検査、定期検査等は対象外です。

1. 交付申請書（様式第1号）を提出

- ・添付書類：様式「所要（精算）額調書」、PCR検査費用がわかる領収証等の写し、口座振込依頼書（通帳の写しも添付）
- ・提出期限：令和3年8月31日（火）
※検査日が4月～8月分までで一旦提出期限を設けます。提出期限までに必要書類が揃わない場合は、揃い次第速やかにご提出ください。
※9月以降の検査費用も引き続き申請は可能です。年度末に向けての提出期限は、近くなりましたら改めてお示しします。
- ・提出方法：下記提出先に郵送又は持参
- ・事業所ごとではなく、法人単位でご提出ください
- ・様式は県長寿社会課のホームページからダウンロード可能です。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/295490.htm>

2. 交付決定及び交付額確定通知がメールで届く（原則申請から30日以内）

- ・公印省略しておりますので、PDFデータの通知を、申請書に記載されているご担当者様のメールアドレス宛にお送りします。

3. 指定口座に補助金が入金されるのを待つ

- ・支払時期は交付決定及び交付額確定通知をお送りするメールと同時にお知らせします。

★その他★

- ・交付申請＝実績報告とみなしますので、改めての実績報告書の提出は不要です。
- ・様式ファイルは記載例も載せておりますので、記載の参考にしてください。
- ・お問い合わせは、電話のほか下記メールアドレスでもお伺いします。
- ・Q&Aもホームページに掲載しております。ご一読ください。

書類提出・問い合わせ先

●高齢者施設

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課（鳥取県鳥取市東町一丁目220）
【電話】0857-26-7175 【メール】choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

●障がい者施設

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課（同上）
【電話】0857-26-7866 【メール】shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp

●保育施設等

鳥取県子育て・人財局 子育て王国課（同上）
【電話】0857-26-7150 【メール】kosodate@pref.tottori.lg.jp